

2005年2月2日

岐阜県知事 梶原 拓様

中津川市民 1名
埋めてはいけない！核のゴミ・実行委員会みずなみ
眠られない羊・月吉
核のゴミから土岐市を守る会
放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜

1988年に東濃の花崗岩地域が処分候補地に選ばれていたことについての公開質問状

私たちは2005年1月28日に開示された高レベル放射性廃棄物処分候補地地域に住む住民と、超深地層研究所の周辺地域が処分場になる可能性が高いと考え、当研究所の建設に反対している住民団体です。

核燃料サイクル開発機構（以下、「核燃」）の情報非公開体質は、1986年のウラン探査から地層処分研究への大きな転換を住民に隠しつづけてきたこと、1997年11月には住民に黙って処分場規模の4平方キロメートルの区画を核燃が設定し、処分地選定調査と同じ調査方法で調査しようとしたことなど枚挙にいとまがありません。

そのなかでも情報隠しの最たるものが1986年から1988年にかけて行った「高レベル放射性廃棄物地層処分のための地質環境データの収集を目的」とした調査です。この一連の調査報告書で、処分予定地選定の前段階である処分候補地を50ヶ所以上選んでいました。

核燃は、報告書で処分候補地に対する認識として、調査委託会社が処分候補地として推薦したもので、「動燃事業団が処分の候補地として選んだわけではない」と非常識な言い訳に終始しています。

しかし調査手順や目的に照らして、また報告書の「対象地域における適正地区として、領家帯の花崗岩類の分布域から6ヶ所を抽出した」とか、「高レベル放射性廃棄物地層処分のための地質環境的に良好な地域として望ましい候補地といえる」等の文言に照らして、選ばれた地層の地域は処分候補地です。報告書を受け取った以上核燃の報告書であり、核燃が処分候補地を選んでいと表現することは常識にかなったもので、裁判所も判決で認めています。

この報告書の一つ「東海・CA地域リモートセンシング調査」で岐阜県内が調査され、現地調査を経て、領家帯という花崗岩地域にある中津川市、恵那市、瑞浪市内の3キロ四角の場所が4ヶ所処分候補地にあげられていました。

ただし、調査当時において道路沿い、人家が少ない、地上施設がないなどの観点からも選ばれているため、処分候補地は固定したものとは考えていません。私たちは岐阜県内の領家帯の花崗岩分布地域一帯および土岐花崗岩地域一帯が処分候補地として選ばれていたものと受け止めています。

候補地とされていたことに関して秋田県の担当課は同日、核燃から開示資料を入手し、「本県を調査するにあたって、動燃からの事前連絡はなかった。不快感を感じる」と話し、（秋田魁新報社インターネット版2005年1月29日）、長野県知事は「きょう初めて聞いた。事実関係を調べたい」（信濃毎日新聞社インターネット版2005年1月29日）と語っています。これらは県として当然の意見であり、対応です。

この調査は、事前に関係自治体や住民に対して調査目的やその方法、及び結果の反映についての説明が当然なされなければならないものであり、かつ県や関係自治体、住民の了解なく実施することは許されない性質のものです。

この調査に対する岐阜県の認識と対応について以下質問します。

回答は一括回答とせず、個別に対応いただき、2005年2月25日までに、文書にてお願いします。

記

1. 1980年代の調査について

- ①県は調査の内容や目的を知らされていたか。
- ②知らされていたとすら、いつどこから知らされたか。
- ③そのとき、どのように対応したか。
- ④現在、このような調査を求められたとしたら、県はどのように対応するか。
過去において実際になされた調査である。仮定の質問には答えられ等の回答は止められたい。
- ⑤知らされていなかったとしたら、そのことをどのように受け止め、この件に関し今後どのように対応するのか、対応を具体的に示されたい。
- ⑥美濃帯と、領家帯花崗岩地域が現地調査され、領家帯花崗岩地域が処分候補地とされていた事実をどのように考えているか。県の見解を示されたい。
また、どのような形で県民に伝えるのか示されたい。
- ⑦県や市町村および住民の了解なくしては、行ってはならない調査を黙って実施した核燃と、実施させた科学技術庁（現文部科学省）、原子力委員会に対し、どのように対応するのか。20年も前のことだから不問に付すのか、対応を示されたい。

2. 報告書の存在について

- ①いつ、どのようにして知ったか。
- ②報告書の存在を知ってから、県として核燃に説明を求めたことはあるか。
- ③求めたとしたらそれはいつか。その際の資料を示されたい。
- ④核燃の説明を示されたい。その説明で納得したか。
- ⑤説明を求めなかったとすら、その理由を示されたい。

3. 核燃による開示の事前連絡について

2005年1月30日付岐阜新聞（11版29面）によると、核燃は報告書の開示前に瑞浪市、恵那市、中津川市そして岐阜県に知らせたとあるが事実か。事実だとしたら誰から、どのような方法で、いつ、どのような内容を知らされたのかなど経過を具体的に示されたい。

ちなみに、開示請求者は2005年1月18日に開示決定通知をFAXで受け取りそのなかで、1月25日から閲覧可能であることを初めて知った。

4. 私たちは今回の報告書を含めた以下の事実をもって、研究所は白紙撤回されるべきものと考え る。県の考えを示されたい。

- a) 県、核燃、瑞浪市、土岐市の四者協定により、研究所は処分場にしないことになっている。
しかし協定締結の7年も前に、研究所と同様な岩帯である花崗岩地域を処分候補地として県内4地域で選んでいた事実、さらにそれを隠していた事実は県民に対する背信行為であり、言語道断である。この一つをとっても研究所の建設を白紙撤回すべきである。20年も前のことだと放置できるものではない。
別に述べるように、この報告書は過去の遺物ではなく活きている。
- b) 1998年の科学技術庁長官の回答文書を、梶原知事は「この回答によって、安全は当然だが、安心の担保にもなる」（1998年9月19日 朝日新聞 岐阜県内版）と評価した。
しかしNUMOは科技庁長官（省庁改変で経済産業大臣が引き継いだ）の回答に縛られることなく瑞浪市に処分場の応募書を送付している。確約書はNUMOにとって意味がないことは明らかである。
確約書は安全安心の担保などでは決していない。【添付資料 ①、②、③】

- c) この報告書以外に全国的な処分地選定調査は行っていないと核燃が認めている。
一方、この報告書をNUMOが取得することはできる。公募が行き詰まったり、強引に処分場を建設しようとするならこの報告書が使われる可能性がある。つまりこの報告書は今も生きているのである。
また地域経済が交付金や核燃の協力金に頼ったとき、研究所を受け入れている瑞浪市や周辺地域はNUMOの誘いに応じる可能性を否定できない。
- d) 今回の処分候補地に選定された領家花崗岩地域と研究所は共に花崗岩地域である。
研究所の研究成果は結晶岩質の花崗岩地域での処分場選定や処分場建設に反映される。
従って、花崗岩地域である県下の候補地が処分場にされないためにも研究所は白紙撤回されるべきである。
【添付資料 ④】
- e) さらに研究所のデータを安全規制にも使うとしているとは承知している。しかし処分場建設と安全規制の両方に一つのデータを使い回したら、研究所の調査対象地域こそが処分の適地との安全規制になることは、目に見えている。東濃地域なら処分場に適しているとの安全規制となることを、知事は認識し、研究所は白紙撤回すべきだ。

5. 体を張って阻止するとの梶原知事表明の具体化について

梶原知事は研究所における協定書締結に際し、研究所に高レベル放射性廃棄物が搬入された場合は体を張って阻止すると発言した。これは知事が岐阜県下においては高レベル放射性廃棄物処分場を受け入れないとの立場から、研究所が将来処分場に繋がる事を懸念されての発言と考える。今回県下において処分候補地が選定されていた事実が明らかになった。先の梶原知事の発言の趣旨を踏まえ、県として今回の報告書関連の調査に対し、具体的にどのような対応をするのか示されたい。

【添付資料 ①、②】

6. 核燃の高レベル放射性廃棄物ガラス固化体中間貯蔵施設の受け入れは？

核燃はこの報告書を核燃所有の高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の中間貯蔵施設立地の資料に使う可能性がある」と裁判の書面で明確述べている。今回調査された地域にガラス固化体の中間貯蔵施設が作られる可能性を否定できない。

岐阜県はガラス固化体の中間貯蔵施設を受け入れるか、拒否するか、判断を保留するか態度を明らかにされたい。態度を表明された理由を示されたい。

付随質問：東濃での事業がウラン探査から地層処分研究に転換したことについて

1. 最初に連絡を受けたのはいつ、誰からか。
2. 核燃から正式に説明があったのはいつか。
その際提出された文書や面談の記録があったら示されたい。

以上